

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

## 第147回 自宅勤務中の負傷／死亡にかかる労災認定基準の変化

従業員が負傷または死亡する労災事件の発生は、現地法人にとりきわめて重大な事態と言えます。中国の法律に設けられている労災の認定基準には、事故の発生場所に関する要件が含まれており、早期には企業の経営場所において発生した事故のみが労災と認定されていましたが、後に通勤途中で発生した事故も認められるようになりました。最近、中国の地方裁判所により、従業員が自宅勤務中に死亡したケースを労災と認めた判例があり、この判例の観点がより広範に運用されることになれば、現地法人の労災事件処理の対処と対策にも直接影響するものとなります。今回は、こうした最新の動きについて解説いたします。

## ◇従業員の自宅勤務中の死亡を労災と認めた裁判所の判決

2017年8月、ある地方の裁判官Y氏が退勤後に事案記録を自宅に持ち帰り、翌日起床後もなお業務を行っていたところ、7時頃突然昏倒し、病院に運ばれて応急処置を受けたがその日のうちに死亡した。2018年6月、Y氏の家族が現地の人力資源社会保障局（以下「人社局」という）にY氏の労災認定申請を行ったが、「事故は勤務時間および勤務場所において起きたものではなく、労災の認定条件を満たしていない」として、認定申請を退ける決定が下された。Y氏の家族はこれを不服とし、行政訴訟を提起した。

本件は、別の地方裁判所での審理を経て、最終的には労災認定を認めないとした現地人社局による決定を取り消し、行政行為のやり直しを命じる判決が下された。

本件が発生する以前の2017年にも、最高裁判所により「自宅勤務中の負傷が労災を構成することが認められた例があり、従業員が会社の利益のために自宅で時間外勤務した期間も「勤務時間および勤務場所」と見なすべきであるということが、その理由とされていた。

## ◇裁判所による労災認定基準は法律規定の字面上の意味に限定されない

一般に、中国各地の人社局が労災認定を行うにあたっては、かなり厳格に「労働災害保険条例」所定の労災認定基準に基づいた判断がなされます。具体的には次のような基準があります。

## 1. 労災に該当する事由

- (1) 勤務時間および勤務場所において、業務上の原因により事故傷害を負った場合。
- (2) 勤務時間の前後に勤務場所において、業務に係る準備または後処理の作業を行う中で事故傷害を負った場合。
- (3) 勤務時間および勤務場所において、業務の職責履行のために暴力等により傷害を負った場合。
- (4) 職業病を患った場合。
- (5) 業務のための外出中に、業務上の原因により傷害を負ったか事故の発生により行方不明となった場合。
- (6) 通勤中に、主たる責任が本人にはない交通事故や、軌道交通、旅客フェリー、列車の事故により傷害を負った場合。

## 2. それ自体は労災にあたらないが、法律規定により労災とみなされる事由

- (1) 勤務時間および勤務場所において、突然の疾病により死亡したか、48時間以内に応急処置をしたにもかかわらず死亡した場合。

- (2) 災害時の救助等、国の利益、公共の利益を保護する活動の中で傷害を負った場合。  
 (3) 従業員が軍隊での服役中に、戦争や公務での負傷により後遺障害が残り、「革命後遺障害軍人証」を取得し、現職の使用者のもとで過去の傷病が再発した場合。

負傷または死亡の事由が、上記のいずれかに属することが明確に判断できない場合、地方の人社局ではその労災認定が却下されるケースがほとんどです。それでも、上記事例の裁判所の判決理由に見られるように、裁判所が労災認定時に「関連性」と「合理性」の認定基準を導入していることは、「労働災害保険条例」の字面上の規定を超えて、自宅勤務時の負傷／死亡が労災と認定される可能性を今後大いに高めるものと言えます。

#### ◇日系企業へのアドバイス

負傷／死亡事件が発生した場合に従業員が労災保険基金からの賠償金を受給できる可能性が高まることからすると、従業員のために社会保険料を納付する現地法人にとり、労災認定の範囲の拡大はメリットのある変化と言えます。また、これにより従業員から高額な賠償金が要求されるリスクが大幅に低減されることも期待されます。日系企業の現地法人における会社の利益の保護に、労災認定基準にかかる最新の動向を十分に活用されるとよいでしょう。

### 《北京・天津・河北》

#### 天津エコシティとシンガポールのケッペル、スマート都市で提携

中国天津市滨海新区の「天津エコシティ（中新天津生態城）」管理委員会は、シンガポールの複合企業ケッペル・コーポレーションと、スマートシティ建設およびスマート産業振興で提携することに合意した。新華社が伝えた。

天津エコシティは、ケッペル傘下のケッペルランドと提携し「スマートシティ・イノベーションセンター」など複数の研究開発（R&D）センターを設立。シンガポールからスマートシティ管理の理念を導入するほか、両国の関連産業の交流を促す。

ケッペルランドは将来、天津エコシティでの経験を中国の他都市や、シルクロード経済圏構想「一帯一路」の沿線諸国へ伝え、各地のプロジェクトへ応用を目指す。（時事）

#### 天津の国有不動産会社に民間資本＝株式競売

中国天津市の国有不動産管理会社「天津天孚物業管理」の株式51%の競売が行われ、同業の民営会社、山東潤華物業管理（潤華物業、山東省済南市）が1億3000万元で落札に成功した。人民網が17日伝えた。

天孚物業はこれまで100%国有企業で、天津市経済技術開発区直属の国有複合企業、天津泰達投資控股（泰達控股、天津市）傘下の資産管理会社が株式を持っていた。泰達控股傘下の大手国有企業で、混合所有制企業への転換が成功したことになる。

競売の最低売却価格は3015万元で、落札価格は330%の割り増しとなった。潤華物業の費忠利副総経理は「天孚物業は事業の70%以上が、泰達控股以外から受注したもの。親会社に依存していないことが（入札参加の）決め手となった」と述べた。潤華物業と天孚物業は事業内容が似ており、シナジー効果が見込めるという。（時事）